

組織体制の強化

1. 評議員並びに理事組織の強化

社協は、社会福祉法第 109 条に定められた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、その組織形態は会員制を用いた民間団体である。沖縄市社協も、公益法人としてその高い公共性を維持するとともに、広く拓かれた民間性を保ちながら、法律や制度にとらわれない各種サービスの展開が期待されている。

ところで、社協の活動範囲は、沖縄市の全域を網羅しているため、組織の運営を直接会員で行うことは、物理的に困難である。よって市内の福祉団体や住民組織などから代表者を選出し会務を執行する「代議員制」を採用している。

「評議員」は、予算や決算、定款の変更や解散など、組織運営の重要事項についての議決権を持ち、また「理事」は、予算執行権など直接会務を運営する役割がある。

さて、社協は日本全国すべての市町村に設置されているが、その事業及び活動形態は、それぞれの市町村によって異なっている。それは、地域の歴史や文化、風習、生活環境などを基層とした住民の福祉ニーズに基づき、かつ当該市町村行政の福祉政策などの要因も加味されてその個性化を顕著にしている。

このことから、関係福祉団体や住民の代表で選出された「評議員」や「理事」は、単に会務の運営や重要案件の審議という役割だけにとどまらず、おのおのが地域の福祉課題について認識し、研究をすることによって、社協発展のための基盤を築く礎になると考えられるものである。とりわけ、バブル経済破たん後の社協財政の冷え込みは著しく、会費や赤い羽根共同募金をはじめ、さまざまな切迫した課題を抱えており、組織挙げての対策を講じる時期に来ている。

沖縄市社協では、かつて「評議員」や「理事」および事務局職員を対象とした「評議員並びに理事宿泊研修会」を実施し、社協の今日的課題を取り上げつつ、各種学習会や研修会の機会を設けてきた。近年、財政的事由等で、この事業は休止状態となり、そのことも一因として、「評議員」や「理事」の社協課題への認識の希薄化等が表出してきたと思われる。

以上から、社協理事・評議員・職員が一体となって、諸課題について、研鑽を積み研究協議を重ねていく中で、課題について共有し、その解決に向けてまい進していくことが望まれる。

また、法人の運営部門と事業部門の事務分掌による推進体制の明確化と、研修会

等を効果的に実施するための予算編成の見直しも必要となってくる。

「評議員並びに理事組織の強化」のために・・・

- ① 事務分掌の再編
- ② 評議員並びに理事宿泊研修会等の実施

2. 事務局体制の強化

社協は高い公益性を維持する民間団体である。福祉行政は、公共で実施される福祉事業、さまざまな福祉法や福祉制度及び地方自治体における条例等で規定され、その範囲で展開されるものである。しかしながら、社協の行う民間福祉事業の活動は、それら行政サービスの枠の外、制度外や法適用外のサービスの「法外援助」サービスにあると言える。つまり、行政サービスの行き届かない、あるいは法律の規定の枠から漏れた者への支援活動が、主たる社協事業の本質とも言えるものである。

ところで、法律の枠外を社協活動のフィールドとするならば、それこそ援助活動の範囲は不明瞭かつ無限となる。このことで、社協はさまざまな福祉課題や関連する生活課題等の最前線に位置されるも、一方では福祉分野におけるセーフティネット的な役割も併せ持つものである。

これらのことから、社協事業を担う職員には、さまざまな経験に裏打ちされた豊富な専門知識と、それに見合う適切な陣容を確保することが求められてくるものである。

さて、現在沖縄市社協では常勤職員が9名配置されている。MASプランI作成時の職員数は10名で、1名減ったことになる。また、このうち2名は沖縄市直轄の包括支援センターに出向しており、さらに1名は中部地区を包括した地域福祉権利擁護事業を担当しているので、実質の市町村市社協業務は6名で執り行われている状態である。「平成18年度市町村社協の現況（沖縄県社協発行／平成19年3月）」で報告された専任職員（正規雇用職員）の県内11市平均は、9.5名である。最も多いのはうるま市の18名で、那覇市17名、南城市及び宮古島市15名と続く。沖縄市の6名は名護市と並んで、上位6番目に位置している。県下で2番目に人口の多い都市としては、明らかに職員数が不足している。さらには、MASプラン策定時の目標には到達しておらず、職員不足は慢性的であり、深刻な状況ともいえる。

2008年、厚生労働省は「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」で、新たな地域福祉の展開と社協の役割の重要性を指摘してきた。また、沖縄市は2007年3

月「第3次沖縄市地域保健福祉計画」において、さまざまな部面で沖縄市社協との連携・強化を打ち出したところである。

このことから、今般、「第2次基本計画」を策定するにあたり、職員すべての効率的人事の配置や業務の総点検を行い、次のとおり事務局体制の強化を図る必要がある。

「事務局体制の強化」のために・・・

- ① 事務分掌の見直し
- ② 専任職員の配置要請（下記職員配置表参照）

3. 職員の資質向上

民間福祉事業の最前線を担う社協の職員は、13万市民の地域福祉ニーズの各種分野に対応しうる適切な事務局の陣容を確保し、かつ、さまざまな経験に裏打ちされた豊富な専門知識が求められる。

よって、社協職員は社会福祉の専門知識や技術の習得をはじめ、多種多様な生活課題に対応でき得るような幅広い知識の習得と研鑽に努めなければならない。また、昨今ではIT化の躍進に伴い、事務処理の効率化や迅速化、あるいは紙資源や通信費等を軽減していく環境エコロジーや省エネルギー化などにも対応していくため、それらオフィスワークに関連するIT技術の習得も必然となってきている。

このことから、次のとおり職員の資質の向上を図るものとする。

「職員の向上」のために・・・

- ① 各市町村社協や福祉施設・行政との職員人事交流の実施
- ② 事務局内研修会の強化
- ③ 各種研修会及び講習会への派遣強化
- ④ 各種団体、組織への派遣強化
- ⑤ 職員の各種資格取得の支援

コメント [k1]:

環境エコロジーとは、「地球にやさしい」環境に配慮した製品の活用や、再利用できる仕組み作りなどを構築していくこと。

コメント [k2]:

省エネルギーとは、エネルギーの消費を減らし、利用効率を上げることを手目的に行う活動。冷房の温度をあげて、電力を節約する方法などがある。

II 財政基盤の強化

沖縄市社協が、地域における幅広い福祉活動を積極的に支援・推進し時代のニーズに即した地域福祉活動を展開していくには、安定した財政基盤の強化は重要な課題である。

しかし、国の行財政改革や経済状況の悪化による県・市からの補助金等の減額、また、地域住民の結びつきの希薄化等により自主財源である社協会費及び共同募金配分金の減少は、社協財政を厳しい状況に追い込んでいる。

財政基盤の強化に向けては、自治会・関係機関・事業所・行政等との連携の基に、既存の会員の拡大と併せて、団体会員制の創設による会員制度の強化、赤い羽根共同募金運動の新たな展開、さらに資金造成と社協事業の啓蒙啓発を目的とした各種イベントの実施、社協の有する情報や人材ネットワークを駆使した講演会や研修会等の有料化による財政基盤強化策の実施が必要である。

1. 会員制度の強化

会員制度による会費は、「一般（戸別）」「賛助」「特別」の三種の会費に分かれる。

「一般会費」は、1996年にこれまで200円であった年会費額を500円に増額し、前年度比約500万円増額の857万円の会費収入があり、自治会加入率・社協会員加入率とも43.8%であった。しかし、この10年間で地域の状況も変わり、近隣との関係性の希薄化の現れによる自治会加入の低下もある。

2007年の一般会費は703万円で、社協会員加入率は、自治会加入率より10%も低い28.2%（平成19年7月）となっている。会費の減少傾向の歯止めをかけるためにも、自治会と協力・連携し、自治会未加入世帯の加入促進に向けた対策を早急に講じる必要がある。

「賛助会費」は、個人を対象としており、市内福祉施設団体・行政を通して役職員へ依頼している。賛助会員獲得のために市民を対象とした講座や研修会の参加者に賛助会員加入を勧めている。

「特別会費」は、事業所を対象に依頼文書の発送、戸別訪問により依頼している。微増ながら会費は増加傾向にある。今後、商工会議所等から情報を得ることによる拡大に向けた取り組みが期待できる。

現在、上述のように会員を募集しているが、沖縄本島内の8市社協においては、「団体会員」を設けているところがある。沖縄市社協としても「団体会員（仮称）」の創設に向けて研究・検討し、会員制度の強化を図る必要がある。

「会員制度の強化」のために・・・

- ① 一般会費：モデル自治会の指定や、未加入世帯への加入促進
- ② 賛助会費：講座や研修会参加者への会員加入の推進、関係団体を通しての加入依頼の強化
- ③ 特別会員：情報収集と、依頼業者の拡大
- ④ 団体会員（仮称）制度の創設に向けての研究・検討

2. 共同募金の配分金

沖縄市における「赤い羽根共同募金運動」は、「沖縄県共同募金会沖縄市支会」が、その役割担っており、社協とは別組織として運営されている。しかし、その実務は、沖縄市社協職員が兼務し、沖縄市支会長には沖縄市社協会長が任命され、組織を運

コメント [補足説明3]:

社協会員加入率：加入世帯（14,071世帯）

÷ 市内世帯数（49,941世帯）

※200年7月現在

コメント [k4]:

中央共同募金会

都道府県共同募金会との連絡調整

沖縄県共同募金会

・ 県の募金目標額の決定

・ 共同募金配分の決定

・ 啓発宣伝

沖縄県共同募金会沖縄市支会

・ 市での募金活動の取りまとめ

・ 広報・啓発活動

・ 募金の配分調整

営している。そのことから、市民からは、同一組織として認識されていることが一般的である。

共同募金会沖縄市支会の役割は、募金を募り、福祉活動に対する配分金の決定と助成を行い、評価することである。そして、沖縄市社協の役割は、その配分を受け、地域福祉活動を実施し、その効果性を実績として報告する義務を負うことである。つまり本来は、「社協とは別組織としての性格を認識し、公平性を保つこと」ということである。しかし、共同募金会が、市町村で単独の組織を立ち上げるには、人件費等の財政的な負担が困難なため、実務は社協が担っている現実的な背景がある。

さて、赤い羽根共同募金は2001年以降、**募金実績額の減少傾向**が顕著に現れ、その影響により、沖縄市社協への共同募金会からの配分金収入が落ち込んでいる状態である。この減少傾向は、全国的な傾向であり、その大きな要因は、長引く経済不況であるが、その他の要因に、住民の地域離れによる住民相互の助け合いの精神の希薄化や、共同募金配分金の使途と募金者ニーズとの食い違い等が挙げられる。

それらの課題解決に向けて、中央共同募金会は、共同募金事業の開始から60年の節目にあたる2006年に、事業のあり方を「中央共同募金会企画・推進委員会」に諮問し、それを受けて2007年には「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」と題した推進委員会の答申を受けている。また、沖縄県共同募金会は、2007年に「沖縄県における共同募金のあり方検討委員会」を設置し、現状分析や課題の明確化と運動方法について協議がなされている。

この、中央共同募金会答申の概要は、以下のようなものにまとめられる。

【市民を応援するための提言】

- ① 自分たちの地域をつくるさまざまな資金等の効果的な活用
- ② 助成金の意味合いを、有形無形の**[生産のために資金性格の転換]**
- ③ 地域の課題の解決に向けた共同募金機能の活用

【実現に向けた手段】、

- ① 運動体としての機能の強化
- ② 寄付と助成が循環していくサイクルへの転換
- ③ 助成対象となる活動の明確化

この提言の趣旨は、地域福祉の推進の具体化を主題として、まさに、市民の参画と市民の福祉ニーズに沿った活動の再点検と事業の展開が求められているものである。

このような、地域をつくる市民を応援する共同募金会としての組織の改革をめざしている沖縄県共同募金会沖縄市支会と共に募金運動を協力を推進していくことは、

コメント [k5]:

共同募金実績額

2008年度	14,887,268円
2003年度	16,074,936円
1999年度	17,979,915円
1993年度	19,104,832円
1991年度	20,029,515円
1989年度	18,929,681円

コメント [k6]:

「生産のために資金性格の転換」とは、助成金を備品購入など、単なる消費のための資金ととらえるのではなく、その事業をすることで新たなつながりやネットワークを構築することや、次のステップの活動をうみだす芽が生まれたのかなどといった視点を持ち、評価していくことである。

当会の推進する地域福祉活動の強化に連動するものである。よって、以下の課題を掲げ、実現に取り組んでいく必要がある。

「共同募金会の配分額の増額」のために・・・

- ① 沖縄県共同募金会沖縄市支会との連携強化

3. 収益事業の拡大

沖縄市社協は、市内の福祉団体等の主催するチャリティーイベントの共催・後援を行い、収益金の一部を寄付として受け入れ、福祉活動に活用している。しかし、社協活動の基礎財源である会費や赤い羽根共同募金は、世界的経済不況の影響、地域や家族形態等の変容による住民相互の助け合いによるネットワークの脆弱化等の影響を受け、長期的な低調傾向にある。この状況は、低所得者層をはじめとする市民への対策が遅れ、課題が慢性化し潜在化することも予想される。その予防策として、より身近な地域での住民福祉の強化が必要とされる。その活動を支える財源の確保には、沖縄市社協独自の収益活動を展開していくことが望まれる。

収益事業としては、福祉セミナーや講演会を有料で開催することなどが想定されるが、これまでも市民を中心に社協会費の募集や共同募金運動を展開しており、新たな事業の展開にあたっては、市民からの理解を得ることを基本に推進していく必要がある。

「収益事業の拡大」のために・・・

- ① セミナー・講演会の開催による収益
- ② 他団体の資金造成事業への共催・後援の協力
- ③ 独自の資金造成イベントの開催に向けての検討

コメント [k7]:

- 主なセミナー・講演会は下記の通り。
- ・発達障がい児「サポーター」養成講座
 - ・「生活支援ボランティア」養成講座
 - ・ビジネスマナー講習会
 - ・福祉サービス接客セミナー
 - ・食中毒予防講習会

III 事業及び活動の強化

1. 調査及び情報処理部門の強化

かつて、「調査なくして社協活動なし」と評し、地域における潜在的な福祉問題を掘り起こしていくプロセスは、広く社協活動の代名詞とも言える重要な役割として

位置付けられてきた。また、調査の過程で審らかになった課題等の分析や研究を行うことで、行政をはじめとするさまざまな分野に要請活動や提言などを行ってきた。さらに、時として住民や関係団体と協働し、ソーシャルアクションを提起することで、新たな仕組みづくりや法制度等の整備を訴えてきた効果も計りしれないものがある。

社協は、その有する民間性を最大限に活かしながら今日の社会福祉の基盤を築いてきたが、ある程度法制度が成熟した昨今、前定義も見直す時期にきている。例えば、法外援助活動のように、「迅速な対応で即支援」とした新たなプロセスによる対応を求められてきているのである。

しかしながら、未だ地域にはさまざまな福祉課題が潜在していることも予期され、あるいはかつての調査結果、研究成果も当然のことながら時代の変遷とともに検証されるべきものとして考えられる。このことから社協では、必要に応じた社会福祉の実態調査・研究活動を適宜に実施し、その関連する情報の収集は今後とも重要な命題になってくる。

また、IT技術に対応した情報の提供や収集のあり方についても今後十分な研究が必要となってくる。そのためには、現在の担当業務別での対応や個々の職員の技術に委ねられる体質を見直し、社会福祉の企画や調査、研究活動を総合的に担う新たな専門部署の確立が求められてくるものである。

このことから、次の通り調査及び情報収集活動の強化を図る必要がある。

「調査及び情報処理部門の強化」のために

- ① 社会福祉の企画、各種調査、研究および情報処理等に関する専門部署の設置

2. 人材育成事業の推進

沖縄市社協は、人材育成を目的として各種事業を実施している。

「社会福祉実習生の受け入れ事業」は、県内外の大学や専門学校等の教育機関や福祉関係機関からの実習生を受け入れ、福祉に携わる人材の育成を行っている。

「島マス記念塾」は、多くの卒塾生が、市や各種団体の委員会などに参画し、まさにマス塾の基本理念である地域づくりの視点をもって活躍している。しかし、新たに建設が予定されている「新・社会福祉センター」への事務局の移転に伴う専用講堂の確保や、沖縄市からの財政支援など、安定した形で継続的、発展的に事業を運営するための課題がある。

コメント [k8]:

島マス記念塾とは、戦後沖縄の地域福祉の礎を築いた「島マス」の福祉哲学を継承発展させるため、「地域を知り、地域を愛し、地域を誇れるひとづくり」をモットーに、若い人材を育成することを目的に設立。
2008年度の第16期生で275名が卒塾。

障がい者の社会参加の促進を目的として実施している「障がい者社会参加促進事業」においては、2000年より「手話奉仕員養成事業」を開始し、聴覚障がい者のコミュニケーション支援と社会参加を、手話を通じて支援する人材の育成を目指している。さらに、2002年からは、主に難聴者のコミュニケーションを、文字により支援する人材育成として「要約筆記奉仕員養成事業」に取り組んでいる。また、より専門性の高い「手話通訳者養成講座」や、「パソコン要約筆記奉仕員養成講座」を沖縄市社協の独自の先駆的取り組みとして実施している。

これらの事業開始以前は、聴覚障がい者のコミュニケーション支援は、ボランティア活動として行っていたが、本講座実施後は、「手話通訳者派事業（沖縄市）」「要約筆記奉仕員派遣事業」として、支援が必要な方へ育成した人材を派遣する事業も行っている。これらの事業は、担当講師の育成や、事業利用者への広報活動等の課題もあるが、事業の継続実施の要望も多いため、今後も本事業の拡充実施を目指す。

福祉と文化の出会い創造的な風土作りを目指して、童話の募集を行っている「ふくふく童話大賞」には、毎年約60名の応募があり、童話を通じた福祉文化の担い手となる人材を育成している。受賞した作品は、童話集として発刊し、沖縄市内の保育園・幼稚園・小学校等へ配本し、子どもたちが、童話にふれる機会も提供している。また、2006年からは、その童話集に添えるためのさし絵を募集する「さし絵コンクール」も併せて実施しており、芸術分野と福祉との連携を深めていく、新たな人材の育成を目指している。今後は、より幅広い方へ童話の魅力を伝える機会を提供するために、童話集のCDや紙芝居の作成、節目となる第20回記念童話集の発刊など、より発展的な事業展開を目指す必要がある。

「人材育成」のために・・・

- ① 財源の安定的確保
- ② 「島マス記念館」の設置
- ③ 各種記念事業の実施
- ④ 各種人材育成講座専用室の確保
- ⑤ 講師の育成
- ⑥ 沖縄市への事業の協力要請
- ⑦ ふくふく童話大賞第20回記念童話集の発刊

コメント [k9]:

手話奉仕員養成事業は、聴覚障がいについて理解を深め、手話を通して、地域で日常的に聴覚障がい者を支援できる人材を育成することを目的に実施。

コメント [k10]:

要約筆記奉仕員養成事業は、主に、手話に頼らない聴覚障がい者や難聴者に、文字によって情報を伝える要約筆記活動者を、育成するための事業。

コメント [k11]:

手話通訳者養成講座は、ボランティア活動としての手話通訳ではなく、より専門的な技術による「手話通訳者」を育成することを目的に実施。

コメント [k12]:

パソコン要約筆記とは、手書き以上に、より多くの情報を正確に早く伝えることができる活動のこと。障がい者が多数参加する県大会や全国大会でも活動している。

コメント [k13]:

ふくふく童話大賞は、毎年、受賞した作品と、公募したさし絵と合わせて童話集として発刊。また、童話の製本時に琉球放送アナウンサーによる「朗読会」も実施。

3. 地域福祉活動の推進

沖縄市社協は、誰もが自分らしく住み慣れた地域社会で安心して暮らせるまちづくりに向け、人と人との繋がり、地域の絆を大事にした地域福祉活動を展開している。その基礎にある自治会や民生委員児童委員を柱に、地域住民が主体となる支えあい助けあい活動を推進している。

1991年より取り組んでいる自治会単位の小地域ネットワークづくりは、2005年ですべての自治会の指定を終え、基盤づくりが整ったところである。2004年からは、パワーアップ事業としての再指定も始まり、ほとんどの自治会で、福祉ネットワークづくりの充実強化に取り組んでいる。

その成果として、ひとり暮らし高齢者等の要援護者の見守り・支援、子育てサロンや多世代交流による地域全体での子育て支援体制づくり、また、災害時の要援護者支援にかかる連携や住民同士の協力体制づくり等、市民の福祉意識は、確実に高まりつつある。

しかし、自治会加入率の平均は約38%（2008年1月時点）である。未加入世帯の情報は乏しく状況把握は困難で、潜在する福祉課題への対応は大きな課題となっている。

沖縄市では、地域保健福祉計画が策定され、沖縄市社協の推進する小地域ネットワーク事業の強化をはじめ、社協との連携強化による地域福祉の推進が謳われている。課題解決に向け、マンパワーの確保を含めた今後の計画の実行が期待される。

助け合い活動の一環である赤い羽根共同募金・歳末助け合い募金は、困窮世帯への歳末義援金や法外援護事業による緊急一時的な生活支援金としての給付事業と、各種地域活動団体への活動助成金の交付事業を行っているが、団体への助成金交付については、既存団体・新規団体を含め、その規定の見直しが必要となっている。

「地域福祉活動の推進」のために

- ① 自治会加入の促進
- ② 各自治会の福祉活動スタッフの拡大
- ③ マンパワーの増員
- ④ 団体助成金交付規程の見直し

コメント [k14]:

地域福祉活動とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体。

地域とは、住民の多様な福祉需要に対して、多様な主体から提供されるさまざまなサービスを有機的かつ総合的に提供するために最も効率的であって、かつ、住民自身が日常的に安心感を覚える一定の圏域をさす。沖縄市では、住民が地域の問題を発見し、それを共有化し、解決に向けての協働活動を進められる関係を形成できる日常生活圏域として、自治会を単位（基本）に小地域の福祉活動をすすめている

コメント [k15]:

沖縄市小地域ネットワーク事業の主な活動事例

- ・高齢者支援活動として、普段の見守り、友愛訪問、会食会やピクニックなど
- ・子育て・児童福祉・世代交流活動として、サロン、親子教室、レク・スポーツ、あいさつ運動や防犯パトロールなど

他市町村の取り組み

- 宜野湾市＝地域支え合い活動
- 浦添市＝コミュニティソーシャルワーク事業

4. 自立生活支援の強化

介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、在宅福祉サービスの充実が図られることとなっているが、既存の制度やサービスを利用するだけでは、高齢者や障がい者など支援を必要とする市民が地域において、豊かで充実した自立生活を送ることは難しいと考えられる。安心かつ安全な生活またより自立した生活を営むために求められているニーズを把握し、地域にある人材の有機的な活用を検討することを含めた事業・サービスの展開と強化を図ることが必要である。

本市では、ひとり暮らし高齢者の孤立死が地域の課題となり、2005年より、消防本部と連携、夜間・土日祝日の緊急通報対応への協力を得ることで「**沖縄市緊急通報体制等整備事業**」を強化してきた。しかし、利用者からのベルの発信を待ち受けるだけでは、予防策としては消極的であるとのことから、緊急時以外の見守り体制の強化を策として、ボランティアが電話による安否確認を行う「**ゆんたくコールサービス事業**」を実施している。

また、日常生活に潤いをもたらすためには余暇の充実は不可欠であるが、高齢や障がい、疾患、バリアフリー等の様々な要因によって、市民生活の余暇活動が制限される。沖縄市社協では、外出機会が少ない高齢者や介護者宅へ民謡歌手を派遣し、「笑顔」を贈る「寝たきり長寿者笑顔宅配サービス」や、心身をリフレッシュすることを目的とした沖釣りツアーやカヌー体験などの「障がい者リフレッシュ事業」、介護者なしでは外出する機会の少ない障がい者の海外旅行の支援等を企画・実施し、さまざまな娯楽機会の提供を行なっている。

さらに、日常生活の支援として、「福祉機器貸出事業」や「要約筆記奉仕員派遣事業」「ボランティアの派遣」を実施、社会参加を促進している。

1999年10月より沖縄県社会福祉協議会との委託契約で実施している「地域福祉権利擁護事業」は、認知症、知的や精神に障がいをもつ市民が日常生活を営む上で必要な判断能力が低下しても安心して地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用を支援し、金銭管理や書類を預かることにより、日常生活を支えている。しかし、この事業の実施によって、沖縄市における利用者は、年々増加を見せており、中部地域福祉権利擁護センター「くる」の職員体制（正規職員1人、嘱託2人）では、対応が厳しく**契約待機の状態**が起こっており、沖縄市単独での権利擁護事業の実施が必要とされている。さらに、認知症の進行、重度の知的・精神障がいの支援を担う「**成年後見制度**」においても、後見人等の受け皿が不足し、市民へ必要な支援が行き届かない状況に陥っており、新たな後見人等の受け皿作りとして、「**法人後見**」

コメント [補足説明16]:

緊急通報システムとは、ひとり暮らし高齢者等が家屋内で急病や緊急事態に陥った時に胸に下げたペンダントだけで緊急通報受信センターへ通報され、消防署や地域の協力により支援をするシステム

コメント [k17]:

沖縄市における実績と待機者数

平成21年3月末現在

中部地区(沖縄市・うるま市・読谷村・嘉手納町・北谷町)

利用者数 99件 (うち沖縄市 53件)

待機者数 63件 (うち沖縄市 26件)

コメント [k18]:

成年後見制度とは、平成12年4月、禁治産制度の改正、施行。精神上の障害があり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行い、判断能力の程度によって、「後見・保佐・補助」のいずれかに認定する

コメント [k19]:

法人後見とは、平成12年4月改正施行された「成年後見制度」では、「法人」が成年後見人などになることができる

の実施が検討課題として挙げられる。沖縄市との連携による調査・研究を行なっているが、関係機関団体よりニーズ調査に基づく実態の報告もなされ、早期のサービス体制の確立が切望されている。

生活意欲の向上、経済的自立の一環として、「生活福祉資金貸付事業」を実施し、有効的に活用していくが、急迫し、かつ既存の制度・事業では支援が困難なニーズへ柔軟に対応していくために「法外援護事業」を引き続き実施し、自立生活支援の強化を図っていく必要がある。

コメント [k20]:

法外援護事業とは、法律や制度による支援が難しく、かつ緊急に援助が必要な世帯を支援する沖縄市社協独自の事業。

「安心かつ安全な生活」のために・・・

- ① 沖縄市緊急通報体制整備事業の受託
- ② ゆんたくコールサービス事業の拡充

「より自立した生活」のために・・・

- ① 寝たきり長寿者笑顔宅配サービスの実施
- ② 要約筆記奉仕員派遣事業の受託
- ③ 生活福祉資金貸付事業の実施(受託)
- ④ 地域福祉権利擁護事業の沖縄市単独事業化(受託)
- ⑤ 障がい者リフレッシュ事業の実施
- ⑥ 法外援護事業の実施
- ⑦ 社協における「法人後見」の実施

5. ボランティア活動の支援

1991年より、市民の参加によるボランティア活動を支援する「ボラントピア事業」を展開し、沖縄市ボランティアセンター（以下、「Vセンター」という。）として、ボランティア活動を希望する人と求める人のコーディネートをはじめ、講座の開催、情報提供や広報活動、ボランティア活動保険の加入促進、ボランティアサロンの企画・運営等を行っている。

Vセンターには、現在、94のボランティア団体が登録されており、高齢者への訪問活動や話し相手、清掃活動、障がい者への手話や要約筆記、外出支援、など多様な活動に取り組んでいる。また、2007年より、発達障がい児への支援を行うために、市内小学校へのボランティア派遣や、福祉まつりや各種講座等を通じた市内福祉関係NPO団体との連携などにも取り組んでいる。

コメント [k21]:

主な発達障がいには、コミュニケーションの障がい等がある「広汎性発達障がい（自閉症）」や、知的に遅れはないが社会的自立などに問題を持つ「高機能広汎性発達障がい（アスペルガー症候群・高機能自閉症）」、読み書きなどの一部ができない「学習障がい（LD）」、衝動的で多動、落ち着きがない「注意欠陥多動性障がい（ADHD）」などがある。障がいについての理解と適切な支援を行えば、就学・就労や、社会的自立は可能と言われている。

これからのセンターは、地域福祉活動を推進し、ボランティアの支援を必要とする個人の様々なニーズや福祉団体等の社会的なニーズに応じていくために、ボランティアの育成とともに、現在活動しているボランティアへの積極的な活動支援を行う必要がある。

そのために、「年齢や性別等に応じた多様な活動メニューの例示」「多様なボランティア講座の実施」「身近な場所で活動を紹介できるような広報活動の実施」、「社会貢献講座の実施等による企業への働きかけ」「NPO団体との連携の強化」を実施する。

コメント [k22]:

NPOとは、「利益を目的としない団体」のことで、ボランティア団体なども含まれる。現在では、一般的に、法人格を持つ「特定非営利活動法人（NPO法人）」のことを指していることが多い。

「ボランティア支援」のために・・・

- ① 各種講座の充実
- ② 広報活動の強化
- ③ 企業向け社会貢献講座等の実施
- ④ ボランティアサロンの運営
- ⑤ 市内NPO団体との連携の強化

6. 広報情報提供活動の強化

社協事業・活動の情報発信は、市民の福祉への理解と関心を高め、福祉活動への参加協力を得るためにも重要であり、あらゆる媒体を活用した広報活動が必要とされている。

沖縄市社協は、広報啓発を主なねらいとし市民の福祉へ参加する機会として、毎年10月に沖縄市福祉まつりを、11月に沖縄市社会福祉大会を開催している。

また、広報紙「社協だより」を年2回発行し、自治会を通じて各家庭へ届けている。さらに、各種事業チラシの随時作成・配布と市報や新聞等への記事掲載により、広く市民へ広報している。

2003年より、FMラジオ局との連携で無料番組「社協アワー」を放送し、若年層への福祉情報発信につとめてきたが、(番組スポンサーが得られず)2006年より休止している。

今日ではインターネットを活用した情報収集や伝達の方法が主流となりつつある。沖縄市社協においても、2005年よりホームページを開設し、情報誌や広報誌をはるかに超える情報量でもって、当該事業やサービスの広報・啓発に努めているところである。インターネットの特性として、多くの情報を迅速に、かつ写真や動画など

彩り豊かに伝達することが可能になるとともに、読者からさまざまな意見や提言、苦情などをいただくことによって、事業の推進や見直し、活動のあり方などダイナミックに反映できることが大きな魅力となっている。一方で、操作性、それを活用するためのパソコンの普及率、また、幼児や高齢者層をターゲットとした場合の表現方法など課題も多い。

以上のことから、広報活動をさらに強化するため、次の事項の実現をめざす。

「広報情報提供活動の強化」のために

- ① 学童向けホームページ及びブログの開設
- ② スポンサー獲得によるラジオ番組の復活
- ③ 社会福祉の企画、各種調査、研究および情報処理等に関する専門部署の設置

7. 相談活動の強化

社協職員すべてが、「動く相談窓口」である。沖縄市社協では、市民の福祉ニーズに的確に対応するため、業務間の連携を密にし、制度改正や新たな制度・サービス等の情報共有・交換につとめているところである。

相談事業としては、市民の日常生活上の悩みや不安、心配ごとなどに気軽に相談できる窓口として、ふれあいのまちづくり事業の一環で心配ごと相談所を開設している。

相談は、専用の相談室を確保し、平日の10時～16時までの間、相談員が1人常駐し、来所や電話相談に無料で応じている。相談員は、現在3人を委嘱し、交代勤務で運営しているが、特に有資格者に限定せず、市民の立場・目線で、傾聴を基本に対応し、問題の整理・解決の協力をしている。

2007年は、1,000件を超す利用があり、当相談所の市民への周知度もかなり高まっているといえる。相談内容は、近年、消費生活に関する事項が増加傾向にあり、生活設計の立て直しや債務整理等に関する支援につとめている。また、虐待やドメスティックバイオレンスに関する相談も少なくはない。

専門的ニーズを抱える相談への対応という点からは、現在の体制では必ずしも十分ではないが、各分野の専門相談機関との連携を密にして、ケース支援にあたっているところである。また、相談員を適宜、各種研修会に派遣し、情報収集やスキルアップにつとめている。

法律的な専門相談に対しては、沖縄県司法書士会沖縄支部との協力体制で、月1

コメント [k23]:

相談件数実績

平成19年度相談利用件数 1,033件
同 相談分野件数 1,113件

分野別の上位は、①老人福祉245件、②消費生活173件、③精神保健128件の順。

コメント [k24]:

虐待とは、親、または、親に代わる保護者により、非偶発的に(単なる事故ではない、故意を含む)、児童に加えられた以下の行為を児童虐待という。

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト
- ④心理的(情緒的・精神的)虐待

65歳以上の高齢者に対する「養護者(高齢者を現に養護する者)」及び「養介護施設従事者等」による虐待行為を高齢者虐待という。経済的虐待も入る。

コメント [k25]:

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的には、「夫やパートナーなど親密な関係にある男性(夫や恋人、婚約者、同棲相手、別れた夫、以前付き合っていた恋人など)から女性に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的等の暴力」のことを言う。このような様々な暴力で女性を支配しようとする行為は、たまたま起こるけんかやいさかいといった個人的なことではなく、私たちの社会が抱える男性と女性の不平等な力関係の現れで、重大な人権侵害であり、犯罪である。

回の無料相談日を設けている。しかし、窮迫した債務整理相談者の司法書士等への紹介体制の未整備など課題を残しており、今後の更なる連携強化が必要である。

「相談活動の強化」のために・・・

- ① 司法書士会等との連携強化
- ② 各分野の専門相談機関との連携強化

8. 関係機関・団体との連携の強化

要援護者の支援には、各分野の個別のサービスの充実はもちろんであるが、身体的ケア、精神的ケア、そして社会的ケアを通して、総合的にその人の生活を支える仕組みが大切である。

また、沖縄市は、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせる人にやさしい福祉のまちづくりを、大きな目標に掲げているが、要援護者の総合的支援を図るにも、福祉のまちづくりをすすめるにおいても行政内の連携はいうまでもなく、保健・福祉の関係機関・団体、施設、地域、企業、市民など、数多くの組織や人々の連携が必要である。

沖縄市社協は、地域福祉推進の中核的役割を担い、民間福祉団体のまとめ役として、連絡調整機能を充実強化し、あらゆる社会資源の発掘とネットワークづくりをすすめているところである。

さて、本市における福祉関係機関・団体における連携が具現化されたのは、1984年に開催された第1回沖縄市福祉まつりを機に結成された沖縄市福祉団体連絡協議会で、相互理解と連携を図り、各種学習会や交流会等を実施してきた。

この協議会は、沖縄市社協がその事務局を引き継ぎ運営してきたが、2005年に、連絡協議会の発展的解消以後は、社協主催の事業として、「交流パーリー」、「ボウリング大会」、「年始あいさつ会」など、3つの交流事業を開催し、市内福祉関係機関・団体の連携と役職員の交流を深める取り組みを行っている。

しかしながら、近年介護保険事業への福祉関係機関・団体及び施設等や保健医療分野・企業等の様々な経営母体が参入し、従来の福祉分野という概念では、その枠組みの判断は、きわめて困難となってきた。それに伴い、各種サービスや事業、とりわけ、交流事業や福祉まつりなどは、「福祉事業」を実施しているすべての団体や事業所を網羅しているものではなく、課題が表出している。

したがって、本市における福祉関係機関・団体及び施設の連携を広げ、さらに強化することも社協の重要な役割であることから、このことに関する新たな仕組みづくりについて、研究・検討する必要がある。

「関係機関・団体との連携の強化」のために・・・

- ① 社協団体会員制度の創設による直接的関係の構築
- ② 団体会員の福利厚生に関する運営委員会（仮称）の設置

9. 市民活動の支援— 善意銀行(仮称)の創設 —

沖縄市社協では、介護保険の利用が困難な方等を対象として、介護用ベッド等の「福祉機器の貸し出し」と、福祉団体や市民団体、学校等の活動で活用できるよう、視聴覚機材、福祉関連DVD等の「一般機材の貸し出し」を行っており、2007年は、福祉機器を388件、一般機材を767件、合計1,155件を貸し出し、それらの業務は、2007年より導入した「物品貸し出しシステム」により、市民のニーズに速やかに対応できる事業運営を行っている。

貸し出しする福祉機器は、市民から寄せられる寄贈品を整備し活用しているが、それらの寄贈品の受け入れ、保管・管理するための倉庫のスペースがないため、寄贈の申を断る状況が起きている。また、阪神大震災の教訓により課題となっている「災害弱者」を対象とした緊急災害用品の備蓄や、ホームレス等を支援するための必要資材や食料品も保管場所がないため、沖縄市型「フードバンク」やホームレスの支援等の整備も遅れている状況にある。

以上の点からも、「新・社会福祉センター」へ「物品用倉庫」を整備し、市民からの寄贈品（福祉用具・食料品・服・電化製品等）を受け入れ、それらの物品を必要な方へ提供するシステムとして「善意銀行（仮称）」の創設と、その運営を効率的に行う「善意銀行運営委員会」の設置を目指す。

「市民活動の支援」のために・・・

- ① 「善意銀行（仮称）」の創設と同運営委員会の設置
- ② 福祉機器貸出事業の拡充

コメント [k26]:

貸出件数の実績

2007年度	1,155件
2006年度	802件
2005年度	522件

コメント [k27]:

フードバンクとは直訳すると食料銀行。

なんらかの理由でまだ食べることができるにもかかわらず廃棄されてしまう食糧を、企業や個人から無償で分けていただき、食べ物を得ることがむずかしい方々へ無償で提供する活動。

フードバンクは、食品を提供し、食べ物を、そして困っている人を救うことができ、結果的に自分の会社や社会のためにもなる新しい食のリサイクル運動。